

海外療養費の申請前に必ずご確認ください。

必須提出書類

- ①療養費・第二家族療養費 支給申請書【海外療養費】
- ②領収書(患者名、日付、金額が明確に記載されているもの)
⇒A4サイズ未満の場合は、領収書貼付台紙に貼り付けて下さい。
- ③診療内容明細書(医科の場合【様式A】、歯科の場合【様式C】)
⇒担当医に記載を依頼し、翻訳も追記して下さい。
- ④領収明細書(医科の場合のみ) (【様式B】) ⇒担当医に記載を依頼し、翻訳も追記して下さい。
- ⑤受診者の海外渡航期間が確認出来る書類(パスポートやビザのコピー、航空チケットのコピー等)

注意点

- ・書類は全て原本(上記⑤はコピー)を提出して下さい。また申請書類等は返却出来ない為、必要に応じてコピーをお手元に保管下さい。
- ・確証類の翻訳が無い場合は、受付出来ませんのでご注意下さい。
- ・医療機関に支払った日の翌日を起算日として2年経過すると時効となり給付出来ません。
- ・健保より追加書類等の依頼があった場合は速やかにご提出下さい。
- ・日本国内の健康保険での治療費を基準とし計算した額(実際の海外支払額の方が低い場合はその額)を元に受診者の給付割合分(7割又は8割)が給付されますので
実際の海外支払額と給付額は大きく異なる場合もあります。

支給月・支給方法

- ・申請されてから2、3か月後(審査の状況によっては更に時間を要する場合があります)
- ・在職者は給与に繋げて給付。
- ・退職者は指定口座に振り込み。
- ・任意継続保険加入者は保険料振替口座へ振り込み。

支給通知について

- ・「給付金支給決定通知書」はKOSMO Communication Webに掲載されますので被保険者がログインして確認して下さい。
- ・KOSMO Communication WebはNEC健保資格喪失後2年間はログイン可能です。